



ファイナンシャル・プランニング技能士センター

会員登録のご案内

「ファイナンシャル・プランニング技能士」(FP技能士)は、国家試験である「ファイナンシャル・プランニング技能検定」の合格者にのみその称号が与えられる名称独占資格です。しかし、実務家としてのFPにとって、同検定に合格し、FP技能士の称号を得ることだけがすべてではありません。個人資産家等に対する相談・提案業務を進めるにあたっては、資格取得後も継続的に知識・技能を維持向上させ、最新の情報を入手することが不可欠です。「ファイナンシャル・プランニング技能士センター」(FP技能士センター)は、FP技能士の社会的認知度や地位向上を目指すとともに、FP技能士に継続的な学習の機会と時宜にかなった実務情報を提供し、FP技能士をバックアップします。

国家資格「FP技能士」の登録機構

— 最新の実務情報と学習の機会を提供

社団法人金融財政事情研究会は、厚生労働省の指定試験機関として、2002年10月から「ファイナンシャル・プランニング技能検定（FP技能検定）を実施しています。

同技能検定は職業能力開発促進法に基づく国家試験であり、

同技能検定の合格者には、ファイナンシャル・プランニングの職業に従事する者としての高い倫理観とその技能の維持が求められます。

そこで、実務家としてのFP技能士に、継続的に最新の実務情報と学習の機会を提供すべく、FP技能士センターを創設しFP技能士をバックアップしています。

代表委員



東京大学名誉教授
貝塚啓明



早稲田大学教授
西村吉正



全国銀行協会副会長・専務理事
斉藤 哲

* FP技能士センターは代表委員のもと、金融、証券、保険各界のプライベート・バンキングをはじめとする資産相談業務に携わる実務家等からなる企画運営委員の指導により運営されています。

「FP技能士センター」の会員登録の概要

会員の種別を選んでご登録ください。

FP技能検定の合格者、すなわちFP技能士はFP技能士センターに会員登録することができます。登録にあたっては「正会員」「準会員」のいずれかを選んで登録します。なお、登録に際してFP技能士センターが定めた会員規程・倫理規程等の遵守が求められます。

正会員

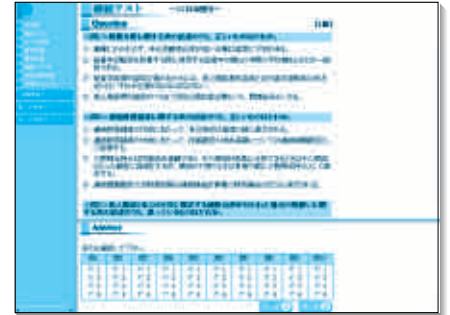
正会員は、右ページのさまざまなサービスが受けられるとともに、正会員としての資格を更新するために、一定の継続学習が課されます（最終ページ参照）。技能検定合格後も継続的にファイナンシャル・プランニングの学習を行っていることが証明され、FPとして一定の技能水準を保持し、ステータスの高いFP技能士であることを示すことになります。

準会員

準会員は、ファイナンシャル・プランニング業務遂行や知識のメンテナンスに必要なさまざまなサービスが受けられます。そのサービス内容は、右ページに示したとおり、A、B、Cの3段階に分かれており、ニーズに応じて選択して登録することが可能です。

FP技能士センターでは「FP技能士センター会員」の社会的地位の確立、社会的認知の向上を目指し、パブリシティ活動等を展開しております。会員は「FP技能士」の肩書きとともに「FP技能士センター正会員（もしくは準会員）」の表記を名刺等に刷ることができ、この表記は単にFP技能検定に合格しただけでなく、合格後も継続的に技能をブラッシュアップしており、また高い倫理観を備えていることを示すことになります。

会員の種別
に応じた
サービスの内容



会員専用ウェブサイト

受けられるサービス	正会員	準会員		
		A	B	C
顔写真入りの会員証が発行されます。会員証にはFP技能士の資格保有者であることが明記されます。				
年2回、会報(税制改正等の実務情報を含む)が送られます(1月、7月)。				
FP技能士のためのセミナー等に割引価格で参加することができます。				
FP実務に必要な情報を盛り込んだ「FP技能士手帳」(システム手帳のリフィル形式)が毎年送付されます(7月下旬)。				
会員に対する連絡や必要な情報を都度Eメールでお知らせします。				
FP技能士に必要な書籍やツールを会員特別価格でご紹介します(ウェブサイトまたはEメール等にてご案内します)。				
会員専用ウェブサイトが利用できます。会員専用ウェブサイトには掲示板も設けられており、会員相互の情報交換の場として利用できます。				
ファイナンシャル・プランニングに関する最新の実務情報を満載した「KINZAI ファイナンシャル・プラン」が毎月送付されます。				
最新の税制、金融商品の情報をコンパクトに掲載した「個人の税金ガイドブック」「法人の税金ガイドブック」「金融商品ガイドブック」(いずれも年度版)が年1回送付されます(7月下旬)。				
FP技能検定の検定委員への就任、書籍等の筆者への登用の道が開かれるなど、キャリアアップを支援します(別途選考あり)。				

会員の種別に応じて 印のついているサービスが受けられます。

会員登録までの流れ

1 顔写真と合格証をご用意ください。

会員証には顔写真が入ります。近影の**顔写真を2枚**をご用意ください(タテ4cm×ヨコ3cm)

登録に際しては、FP技能検定の合格証番号が必要になります。日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の実施する検定等によりFP技能士の資格を得た方は、合格証番号を記入し、合格証のコピーを同封してください(社団法人金融財政事情研究会実施の検定もしくは特例講習により資格を得た方は合格証のコピーは不要です)。



会員に交付される会員証は、顧客等にFP技能検定の合格者であり、FP技能士センターの会員であることを示すIDカードの役割を果たします(実際の会員証のデザインは若干異なります)

2 登録申請書に必要事項を記入し、初回の年会費の送金証明書等を貼付のうえ、ご送付ください。

会員規程等に同意のうえ、会員登録申請書に必要事項を記入し、**所定欄に押印**してください。

顔写真は、2枚とも裏面に氏名を明記のうえ、1枚は所定欄に貼付、もう1枚はそのまま申請書に同封してご送付ください。

FP技能士センターの年会費は**事前払制**となっています。登録申請書の右中段にある《振込先》へ、希望される会員種別に応じた年会費を送金してください。送金が済みましたら、送金を証明する「振込金受取書」または「振込ご利用明細」(コピー可)等を登録申請書所定欄に貼付してください。

(注1) 2年目以後の年会費について.....毎年、会員起算月(会員サービスが開始される月に応答する月)の約3カ月前に請求書を送付します。請求書に記載されている指定口座に支払期限までに送金してください。

(注2) 登録後の会員種別(正会員、準会員A・B・C)の変更はできませんのでご注意ください。

3 会員証等を送付いたします。

登録手続きが完了した会員に「登録手續完了のご案内」を送付します。登録内容に間違いがないかをご確認ください。

毎月15日までに登録申請書がファイナンシャル・プランニング技能士センター事務局に到着した分について翌月が会員起算月となります。月刊「KINZAI ファイナンシャル・プラン」は会員起算月の号から送付します。

会員証は会員起算月の中～下旬に送付します。したがって、**会員証がお手許に届くまでには、申請書の受付から最大で2カ月程度かかります**。あらかじめご了承ください。

ガイドブック類の会員サービスは、以下のとおり送付します。

- ・7月～翌3月に会員期間が開始する会員.....当該年度のFP技能士手帳およびガイドブック類を会員起算月下旬に送付します。
- ・4～6月に会員期間が開始する会員.....当該年度のFP技能士手帳およびガイドブック類を7月下旬に送付します(会員起算月には発送されません)。

年会費(税込)

正会員		10,080円
準会員	A	10,080円
	B	7,560円
	C	3,780円

入会金・登録手数料等は不要です

正会員の継続学習について

正会員には一定の方法による継続的な学習が義務づけられます。具体的には、会員に毎月配布される月刊「KINZAI ファイナンシャル・プラン」および会員専用ウェブサイトで実施される「継続テスト」(2カ月に1回出題)や「FPドリル」(毎月出題)、所定のセミナーの受講等により、技能検定の合格級に応じて2年間で以下のポイントを取得する必要があります。

1級FP技能士の正会員.....20ポイント
2級FP技能士の正会員.....15ポイント
3級FP技能士の正会員.....10ポイント

継続テストは2年間で12回実施され、6割以上の正解で、1回につき1級4ポイント、2級3ポイント、3級2ポイントが、FPドリルは毎月出題され、登録級にかかわらず6割以上の正解で1ポイントが付与されます。なお、継続テスト等の費用は会費に含まれます。

【お問合せ先】

ファイナンシャル・プランニング技能士センター

〒160-8519 東京都新宿区南元町19 社団法人 金融財政事情研究会

電話: 03-3358-1616 ファクシミリ: 03-3358-0085